

電気事業法および関連法の改正に伴う内容変更

令和 5 年 3 月 20 日、電気事業法および関連法が改正・施行されました。
下記書籍の記載内容は、次の改正後の内容に置き換えてご使用ください。

改訂新版 歩いて覚える 第二種電気工事士筆記試験ワイドマスター

平成 21 年 12 月 10 日改訂 第 1 版第 1 刷発行

箇所	改正後
143 ページ 1 ～ 16 行目 右の文章に変更	(1) 電気事業法による一般電気工作物 600 V 以下の電圧で受電（低圧受電）し、受電の場所と同一の構内で使用するための電気工作物（同一の構内で、連系して設置する出力が経済産業省令で定める出力未満の小規模発電設備*を含む）。ただし、次のものは自家用電気工作物となる。 ・低圧受電電路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されているもの ・小規模発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内に設置されているもの ・爆発性若しくは引火性の物が存在する場所に設置するもの *一般用電気工作物となる小規模発電設備：発電電圧が 600 [V] 以下で、出力が次のもの ・水力発電設備** 20 [kW] 未満（**最大使用水量 1 m³/s） ・太陽電池発電設備 10 [kW] 未満 ・内燃力発電設備 10 [kW] 未満 ・燃料電池発電設備 10 [kW] 未満 （ただし、出力の合計が 50 [kW] 以上となるものを除く）

※法改正の詳細は、次ページをご確認ください。

電気事業法および関連法の改正について

令和5年3月20日、電気事業法および関連法が改正・施行されました。

この改正により、これまでの「小出力発電設備」は「小規模発電設備」に名称が変更され、出力が20kW未満の風力発電設備、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備は、新たに新設された「小規模事業用電気工作物」として事業用電気工作物の区分となります。

また、第二種電気工事士の資格範囲が、従来の「一般用電気工作物（低圧受電設備および小出力発電設備）」から「一般用電気工作物等（一般用電気工作物および小規模事業用電気工作物）」に変更され、一般用電気工事の定義が「一般用電気工作物に係る電気工事」から「一般用電気工作物等に係る電気工事」に変更にされました。

弊社発行の電気工事士関連の各書籍につきましては、書籍の記載内容を改正後の内容に置き換えてご使用ください。

電気工作物の区分																																			
●改正前 電気工作物 事業用電気工作物 電気事業の用に供する電気工作物 自家用電気工作物 一般用電気工作物 小出力発電設備		●改正後 電気工作物 事業用電気工作物 電気事業の用に供する電気工作物 自家用電気工作物 小規模事業用電気工作物 ●小規模発電設備の一部 ・10kW 以上 50kW 未満の太陽電池発電設備 ・20kW 未満の風力発電設備 ●技術基準適合維持義務の対象 ●設備使用前の基礎情報の届出と自己確認・届出の義務化 一般用電気工作物 上記以外の小規模発電設備																																	
小規模発電設備（旧：小出力発電設備）の概要																																			
●改正前：小出力発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満 <table><tr><td rowspan="6">小出力 発電設備</td><td>設備名</td><td>出力</td><td rowspan="6">一般用 電気工作物</td></tr><tr><td>風力発電設備</td><td>20kW 未満</td></tr><tr><td>太陽電池発電設備</td><td>50kW 未満</td></tr><tr><td>水力発電設備*</td><td>20kW 未満</td></tr><tr><td>内燃力発電設備</td><td>10kW 未満</td></tr><tr><td>燃料電池発電設備</td><td>10kW 未満</td></tr></table> * 最大使用水量 1m³/s 未満（ダムを伴うものを除く）		小出力 発電設備	設備名	出力	一般用 電気工作物	風力発電設備	20kW 未満	太陽電池発電設備	50kW 未満	水力発電設備*	20kW 未満	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満	●改正後：小規模発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満 <table><tr><td rowspan="7">小規模 発電設備</td><td>設備名</td><td>出力</td><td>区分</td></tr><tr><td>風力発電設備</td><td>20kW 未満</td><td rowspan="2">小規模事業用 電気工作物</td></tr><tr><td>太陽電池発電設備</td><td>50kW 未満</td></tr><tr><td>太陽電池発電設備</td><td>10kW 未満</td><td rowspan="4">一般用 電気工作物</td></tr><tr><td>水力発電設備*</td><td>20kW 未満</td></tr><tr><td>内燃力発電設備</td><td>10kW 未満</td></tr><tr><td>燃料電池発電設備</td><td>10kW 未満</td></tr></table> * 最大使用水量 1m³/s 未満（ダムを伴うものを除く）		小規模 発電設備	設備名	出力	区分	風力発電設備	20kW 未満	小規模事業用 電気工作物	太陽電池発電設備	50kW 未満	太陽電池発電設備	10kW 未満	一般用 電気工作物	水力発電設備*	20kW 未満	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満
小出力 発電設備	設備名		出力	一般用 電気工作物																															
	風力発電設備		20kW 未満																																
	太陽電池発電設備		50kW 未満																																
	水力発電設備*		20kW 未満																																
	内燃力発電設備		10kW 未満																																
	燃料電池発電設備	10kW 未満																																	
小規模 発電設備	設備名	出力	区分																																
	風力発電設備	20kW 未満	小規模事業用 電気工作物																																
	太陽電池発電設備	50kW 未満																																	
	太陽電池発電設備	10kW 未満	一般用 電気工作物																																
	水力発電設備*	20kW 未満																																	
	内燃力発電設備	10kW 未満																																	
	燃料電池発電設備	10kW 未満																																	
第二種電気工事士の資格範囲		電気工事士法 第3条第2項（電気工事士等）																																	
●改正前 一般用電気工作物に係る電気工事		●改正後 一般用電気工作物等に係る電気工事 （※第二種電気工事士の資格範囲は改正前と変わらない。）																																	
電気工事の定義		電気工事士法 第2条第3項（用語の定義）																																	
●改正前 「電気工事」とは，一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置し，又は変更する工事をいう		●改正後 「電気工事」とは，一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置し，又は変更する工事をいう																																	